

2 個別事業評価調書

団体名: 与謝野町

事業名		町営住宅火災警報器設置事業					
事業の概要		<p>住宅火災による被害は後を絶たないが、その多くは初期対応が適切であれば防ぐことができたといわれている。 今般、消防法の改正で全ての住宅に火災報知器の設置が義務付けられたことにより、本町の町営住宅にも速やかにこれを設置するものである。</p> <p><内容> 住宅用火災警報器設置工事 7団地 87戸 331箇所</p>					
		事業期間	平成19年度				
		総事業費	2,764	本年度事業費	2,764	交付金交付額	1,382
事業評価	事業の必要性	火災発生時に最も重要なことは、どれだけ火災初期の段階で気付くことができるか、そして、それを消火できるかにかかっている。就寝時等で火災に気付きにくい状況であっても、速やかにそれを察知する本システムは必要不可欠である。					
	事業の有効性	火災からの逃げ遅れを防ぐことができ、また、初期消火にも対応が可能となるため、行政の本旨ともいえる町民の生命・財産を守ることに直結する。					
	事業の効率性						
	具体的な成果	1 府と市町村等との連携に資する成果					
		2 住民の自治意識を高める成果					
		3 リーディング・モデル成果					
		4 広域的波及成果 公共住宅において積極的に火災警報器を導入することで、一般住宅での機器導入を促進するものである。					
5 行財政改革に資する成果							
6 その他の成果							

(記載要領)

- 1 事業ごとに本様式を作成すること。
- 2 「具体的な成果」欄については、できる限り客観的な数値を掲げて具体的に記載すること。